

# 1 関係条例・規程等



# 1-1 御前崎市防災会議条例

(平成16年4月1日条例第14号) 改正 平成24年10月1日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、御前崎市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。 (所掌事務)

### 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 御前崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)

#### 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 航空自衛隊第22警戒隊御前崎分屯基地司令
  - (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 静岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 静岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの
  - (10) その他市長が特に必要と認める者
- 6 委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、 関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (議事等)
- **第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**(平成24年10月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-2 御前崎市災害対策本部条例

(平成16年4月1日条例第15号) 改正 平成24年10月1日条例第20号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、御前崎市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織)
- 第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所轄の職員 を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、 その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事 する。

(部)

- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- 第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**(平成24年10月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-3 御前崎市地震災害警戒本部条例

(平成16年4月1日条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18 条第4項の規定に基づき、御前崎市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員 を指揮監督する。
- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下 「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。
- 4 副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (2) 御前崎市教育委員会の教育長
  - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (4) 市の区域において業務を行う法第2条第6号に規定する指定地方行政機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
  - (5) その他 市長が特に必要と認める者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、御前崎市の職員の うちから市長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 1-4 御前崎市災害対策本部運営要領

(目的)

- 第1条 この要領は、御前崎市災害対策本部条例(平成16年条例第15号)の規定に基づき、この運営 に関する必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。 (組織及び任務)
- 第2条 本部の組織は、別表(御前崎市地域防災計画資料編2-3 御前崎市災害対策(警戒)本部組織 図)のとおりとする。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、災害対策本部員その他職員の職員を指揮監督する。
- 3 前各項の部に部長を、班に班長を、方面隊に方面隊派遣長を置き、別表(御前崎市地域防災計 画資料編2-4 御前崎市災害対策本部各部各班所掌事務)に掲げる事務を分掌させる。

(副本部長)

- 第3条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副市長、教育長の順位により、その職務を代理する。

(部長、方面隊派遣長及び班長)

- 第4条 部長、方面隊派遣長及び班長は、毎年度作成する御前崎市災害対策本部編成表による職員 を充てる。
- 2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 方面隊派遣長は、本部長の命を受け、地区方面隊本部に出向し、市本部と地区方面隊本部との 連絡調整にあたるとともに、所属職員を指揮監督する。
- 4 班長は、自班の所掌事務について、部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務処理にあたる。

(本部の設置及び廃止)

- **第5条** 市長は、御前崎市地域防災計画の定めるところにより、本部を市役所西館に設置するものとする。
- 2 本部を設置したときは、本部室を2階本部室に置くものとする。ただし、災害の状況により、 移設できるものとする。
- 3 本部室に「災害対策本部」の標示をする。
- 4 本部長は、災害の状況により本部組織の職員配備等について、必要に応じ変更又は調整を行うものとする。
- 5 本部長は、予想される災害の危機が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、各部長と協議して本部を廃止する。

(本部会議)

- 第6条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため本部会議を招集する。
- 2 本部会議は、副本部長、各部長、消防団長及び本部長が認める者をもって構成する。

- 3 各部長は、それぞれ所管事項に関し、本部会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 4 部長が不在の時は、当該部の所属する者が代理出席するものとする。 (配備態勢)
- 第7条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部が設置されていないときは、別表 (御前崎市地域防災計画資料編2-1 災害時等の配備体制とその基準)に掲げる第一次防災体制 (災害準備体制)若しくは第二次防災体制(災害注意体制)をとる。
- 2 本部が設置されたときは、状況に応じ別表(御前崎市地域防災計画資料編2-1 災害時等の配備 体制とその基準)に掲げる第三次防災体制(災害警戒体制)若しくは第四次防災体制(災害対策本 部設置体制)をとる。
- 3 勤務時間外及び休日等における災害に係る連絡体制は、別に定めるものとする。 (自衛隊の派遣要請)
- **第8条** 本部長は、状況により自衛隊の派遣を要請するときは、御前崎市地域防災計画の定めると ころにより行うものとする。

(防災関係機関との連絡等)

**第9条** 本部長は、防災関係機関と常に密接な連絡をとり、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、関係機関に協力を要請するものとする。

(職員の心構え)

- 第10条 職員は、本部若しくは方面隊が発し又は受領する報告、要請、指示、連絡等並びに災害 対策の内容について、特に軽易な場合を除き記録を励行し、受理若しくは伝達を確実に行うも のとする。
- 2 前項の記録は、応急措置が完了し当該記録が不要になるまで、これを保存しなければならない。
- 3 職員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。
- 4 職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- 5 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部に協力を求められたときは、積極 的に協力するものとする。

(その他)

第11条 本要領に定めのないことについては、必要に応じ本部長が定めるものとする。

## 1-5 御前崎市原子力災害対策本部運営要領

(目的)

- 第1条 この要領は、御前崎市災害対策本部条例(平成16年条例第15号)の規定に基づき、この運営 に関する必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。 (組織及び任務)
- 第2条 本部の組織は、別表(御前崎市地域防災計画資料編2-3 御前崎市災害対策(警戒)本部組織 図)のとおりとする。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、災害対策本部員その他職員の職員を指揮監督する。
- 3 前各項の部に部長を、班に班長を、方面隊に方面隊派遣長を置き、別表(御前崎市地域防災計画資料編2-5 御前崎市原子力災害対策本部各部各班所掌事務)に掲げる事務を分掌させる。 (副本部長)
- 第3条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副市長、教育長の順位により、その職務を代理する。

(部長、方面隊派遣長及び班長)

- 第4条 部長、方面隊派遣長及び班長は、毎年度作成する御前崎市災害対策本部編成表による職員 を充てる。
- 2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 方面隊派遣長は、本部長の命を受け、地区方面隊本部に出向し、市本部と地区方面隊本部との 連絡調整にあたるとともに、所属職員を指揮監督する。
- 4 班長は、自班の所掌事務について、部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務処理にあたる。

(本部の設置及び廃止)

- **第5条** 市長は、御前崎市地域防災計画の定めるところにより、本部を市役所西館に設置するものとする。
- 2 本部を設置したときは、本部室を2階本部室に置くものとする。ただし、災害の状況により、 移設できるものとする。
- 3 本部室に「原子力災害対策本部」の標示をする。
- 4 本部長は、災害の状況により本部組織の職員配備等について、必要に応じ変更又は調整を行うものとする。
- 5 本部長は、予想される災害の危機が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、各部長と協議して本部を廃止する。

(本部会議)

- 第6条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため本部会議を招集する。
- 2 本部会議は、副本部長、各部長、消防団長及び本部長が認める者をもって構成する。

- 3 各部長は、それぞれ所管事項に関し、本部会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 4 部長が不在の時は、当該部の所属する者が代理出席するものとする。 (配備態勢)
- 第7条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部が設置されていないときは、別表 (御前崎市地域防災計画資料編2-1 災害時等の配備体制とその基準)に掲げる第一次防災体制 (災害準備体制)若しくは第二次防災体制(災害注意体制)をとる。
- 2 本部が設置されたときは、状況に応じ別表(御前崎市地域防災計画資料編2-1 災害時等の配備 体制とその基準)に掲げる第三次防災体制(災害警戒体制)若しくは第四次防災体制(災害対策本 部設置体制)をとる。
- 3 勤務時間外及び休日等における災害に係る連絡体制は、別に定めるものとする。 (自衛隊の派遣要請)
- **第8条** 本部長は、状況により自衛隊の派遣を要請するときは、御前崎市地域防災計画の定めると ころにより行うものとする。

(防災関係機関との連絡等)

**第9条** 本部長は、防災関係機関と常に密接な連絡をとり、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、関係機関に協力を要請するものとする。

(職員の心構え)

- 第10条 職員は、本部若しくは方面隊が発し又は受領する報告、要請、指示、連絡等並びに災害 対策の内容について、特に軽易な場合を除き記録を励行し、受理若しくは伝達を確実に行うも のとする。
- 2 前項の記録は、応急措置が完了し当該記録が不要になるまで、これを保存しなければならない。
- 3 職員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。
- 4 職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- 5 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部に協力を求められたときは、積極 的に協力するものとする。

(その他)

第11条 本要領に定めのないことについては、必要に応じ本部長が定めるものとする。

### 1-6 御前崎市防災会議運営要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、御前崎市防災会議条例(平成16年御前崎市条例第14号)第5条に基づき御前崎市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (会議の招集)
- 第2条 会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議の招集は、開催の場所及び日時並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。 (委員の代理出席)
- **第3条** 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 2 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届出なければならない。 (会議の議決)
- **第4条** 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専決処分)
- **第5条** 会長は、会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(部会)

第6条 会長は、必要と認めるときに部会を設けることができる。

(会議録)

**第7条** 会議については、議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員を2人以上がこれに 署名しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

# 1-7 御前崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

(平成16年4月1日条例第106号)

目次

- 第1章 総則(第1条·第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条-第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条-第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条-第15条)
- 第5章 災害弔慰金等支給審査委員会の設置(第16条)
- 第6章 補則 (第17条)

附則

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。
- 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

- 第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。 (災害弔慰金を支給する遺族)
- 第4条 災害 用慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、 次に掲げるとおりとする。
- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

#### ア 配偶者

イ子

- ウ 父母
- 工 孫
- 才 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の 祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父 母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、 その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害 中慰金の額は、その死亡者が死亡当時において その死亡に関し災害 中慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた 場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額 から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定 によるものとする。

(支給の制限)

- 第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。
- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

- 第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところ により支給を行うものとする。
- 2 市長は、災害用慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。
- 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(その症状が固定した ときを含む。)において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」と いう。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

#### (準用規定)

- 第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。
- 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市 民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものと する。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

- 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。) があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財 の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
- エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書きの場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

- 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間 中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、 その保証債務は令第9条の違約金を包含するものとする。

(償環等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いっても繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条 第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。
- 第5章 災害弔慰金等支給審査委員会の設置

(災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

- 第16条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する ため、御前崎市災害弔慰金等支給審査委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 補則

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年浜岡町条例第37号)又は御前崎町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年御前崎町条例第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年9月30日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 1-8 御前崎市防災行政無線管理運用規程

(平成21年4月1日訓令第6号)

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 無線局(第3条-第12条)

第3章 無線局の運用(第13条-第21条)

第4章 災害時における通信体制(第22条-第26条)

第5章 無線局の管理(第27-第34条)

附則

#### 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この訓令は、御前崎市の防災行政無線の適正な管理運用を図るため、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という)その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号の定めるところによる。
  - (1) 無線局とは、防災行政無線の固定系同報親局及び同報子局並びに移動系統制局、基地局及 び陸上移動局と無線従事者の総称をいう。
  - (2) 同報系とは、同報無線方式によって同報親局から同報子局に対して通報を行う通信系をいう。
  - (3) 移動系とは、統制局、基地(中継)局及び陸上移動局の通信系をいう。
  - (4) 同報親局とは、同報無線の設備のうち、受信設備に対し通信を行う固定局をいう。
  - (5) 同報子局とは、同報無線の設備のうち、同報親局から通信を受信する屋外受信設備(アンサーバック機能付きのものを含む)をいう。
  - (6) 戸別受信機とは、同報無線の設備のうち、同報親局からの通信を受信する屋内受信設備をいう。
  - (7) 無線管理者とは、市が設置した無線局を総括し非常災害及び一般行政に対処してその運用、保守、電波管理全体を管理するものをいう。
  - (8) 通信取扱責任者とは、直接無線局を管理及び運用に従事するものをいう。
  - (9) 通信担当者とは、法第40条第1項の資格を有する無線従事者で通信を行うものをいう。
  - (10) 通信統制とは、災害時及び通信ふくそう時に通信運用を制限したり緩和したりすること をいう。

#### 第2章 無線局

(無線局の目的)

第3条 無線局は、市防災行政の責務を遂行するため必要な通報及び通信を行うことを目的とす

る。

(無線局の開設等)

- 第4条 無線局は、市長が必要と認めるとき東海総合通信局長の免許を受けて開設する。
- 2 無線局の設備その他に変更する必要が生じたときは、法に定める所定の申請及び届出を行う。 (無線局の管理体制)
- 第5条 無線局の管理及び運用の統括は、危機管理課がこれにあたる。ただし、御前崎市災害対策本部又は御前崎市地震災害警戒本部が設置されたときは、当該本部長が運用の統括を行う。 (無線局の管理責任者)
- 第6条 無線局の管理責任者(以下「無線管理者」という。)を置く。
- 2 無線管理者は、無線局の運用に関する業務を統括し、通信取扱責任者を指揮する。
- 3 無線管理者は、危機管理課長をもってあてる。(通信取扱責任者)
- 第7条 無線局に、通信取扱責任者を置く。
- 2 通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け、無線局の通信担当者をして管理運用を行うものとする。
- 3 通信取扱責任者は、危機管理課係長以上の職にある者をもってあてる。 (通信担当者)
- **第8条** 通信担当者は、法に定める無線従事者で市無線設備を操作しうる資格を有するもののうち、危機管理課長が認めたものとする。
- 2 通信担当者は、通信取扱責任者の命を受け無線設備の操作を行うものとし、無線業務日誌の記載を行うものとする。
- 3 通信担当者は無線による通話及び通報を行うとともに災害時及び通信ふくそう時に統制局、親 局及び基地局において通信取扱責任者の指示を受けて通信の統制を行う。

(通信者)

**第9条** 通信者は、通信担当者の管理のもとに法令を遵守し、法令に基づいた無線設備操作を行う ものとする。

(勤務体制)

- 第10条 無線管理者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると予想されるときは、直ちに通信取扱責任者に対して通信担当者を無線局に勤務させ、通信確保に必要な措置を取らなければならない。
- 2 通信取扱責任者及び通信担当者は、災害が発生し、又はそのおそれがあることを察知したときは、勤務時間内外を問わず直ちに無線局に勤務し、無線管理者の指揮を受けて災害通信の運用に 万全を期さなければならない。

(無線局の構成)

第11条 無線局の構成は、別紙のとおりとする。

(通信の種類)

- 第12条 通信の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 固定系
    - 1. 一括放送
    - 2. 強制一括放送
    - 3. グループ放送
    - 4. 個別放送
    - 5. サイレン通報
  - (2) 移動系
    - 1. 普通通話
    - 2. 緊急通話
    - 3. 一括通話

### 第3章 無線局の運用

(通信の原則)

- 第13条 通信は、簡単明瞭に行い無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。
- 2 通信は、緊急通話を優先として行い、普通通話は受付順により行う。

(同報系の運用)

第14条 同報系の運用は別図に定める。

(移動系の運用)

- 第15条 移動系の運用は別図に定める。
- 2 移動系の運用について、移動系はこれを開局し、又は閉局しようとするときは、その旨を基地局に通報しなければならない。

(呼出、応答の方法)

第16条 移動系における呼出しの方法は、次のとおりとする。

(1) 呼出 相手局呼出名称 3回以下

こちらは 1回

自局呼出名称 3回以下

(2) 応答 相手局呼出名称 3回以下

こちらは 1回

自局呼出名称 1回

どうぞ 1回

(3) 通話 通話事項

どうぞ 1回

(災害時の運用)

第17条 災害時の無線局の運用は、災害対策本部長の指揮の下、地域防災計画に基づく災害対策 本部指令、情報の収集等の通話を優先して行う。 (他無線局との関係)

- **第18条** 無線管理者は、常に関係行政機関の無線局と連携を密にしてそれらの通信運用を熟知し、 災害等に対処するものとする。
- 2 無線管理者は、常に県防災無線局と有機的な運用につとめるとともに災害対策本部が設置されたときは、県と協力して災害通信の円滑な疎通を図るものとする。

(通信訓練)

- **第19条** 無線管理者は、通信の的確性を確保するため、年1回以上の通信訓練を行うものとする。 (試験電波の発射)
- **第20条** 無線設備の点検整備のため通報、通話により試験電波を発射するときは、法所定の方式により通報、通話の閑散なときに行うものとする。

(事故の場合)

- **第21条** 通信取扱責任者は、無線機器に事故が発生し通信を行うことができなくなったときは、 必要な措置をとるとともに、速やかに無線管理者に報告しなければならない。
- 2 無線管理者は、この事故が機器に起因するときは直ちに、保守委託業者に修理させなければならない。

#### 第4章 災害時における通信体制

(指揮命令)

**第22条** 災害時における通信運用は、災害対策本部長の命により無線管理者が通信取扱責任者として全通信担当者を指揮するものとする。

(事前の措置)

第23条 無線管理者は災害通信を行う必要が生じると予想されるときは、時間外でも関係職員を配置し、災害通信の円滑な運用を図るよう機器及び回線を最良な状態にしておかなければならない。

(通信体制)

- **第24条** 無線管理者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに通信取扱責任者をして無線機を 作動させ、職員の待機を命じ通信担当者に対して通信の確保に必要な措置をとらさなければな らない。
  - (1) 災害が発生し又は発生すると認められるとき
  - (2) 緊急の事態が発生し又は発生すると認められるとき
  - (3) 住民の申し出により特に必要と認めたとき
  - (4) その他、市長が必要と認めたとき
- 2 通信取扱責任者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに無線機を作動させて待機しなければならない。
  - (1) 災害に関連した各種警報及び注意報が発令し又は発令されると予想されるとき
  - (2) 市の区域内において緊急事態が発生し又は発生する恐れのあるとき
- 3 無線管理者は、前2項の規定による待機の必要がなくなったときは、直ちに通信取扱責任者に 通知し待機を解除しなければならない。

(陸上移動局の配置)

**第25条** 無線管理者は、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、災害対策本部長の指示する場所に地域防災計画に基づく情報班員を配備して陸上移動局で情報収集、伝達にあたらせる。

(非常用電源の確保)

**第26条** 災害時における電源を確保するため発動発電機を自主防災組織等必要な場所に配備し災害通信に備える。

### 第5章 無線局の管理

(職員の研修)

**第27条** 無線管理者は通信者に対し法令及び無線局運用に必要な事項について研修を行うものとする。

(管理)

- **第28条** 無線管理者は、法に規定する諸事項について通信取扱責任者に対し適法に措置させなければならない。
- 2 通信取扱責任者は、常に運用状況、機器の状態を把握しなければならない。 (無線業務日誌)
- 第29条 無線管理者は、無線業務日誌を備え付け通信担当者に必要事項を記入させなければならない。
- 2 無線管理者は、通信担当者に無線業務日誌を提出させ検印を行わなければならない。 (備付簿冊等)
- 第30条 無線局に備え付ける簿冊は、法施行規則第2章第7節に定める次のものとする。
  - (1) 免許状

固定局、基地局とも送信装置のある見易い場所に掲げておく、移動局は、基地局に掲げる とともにこれに代わる証票を無線機本体に添付しておく

- (2) 電波法令等
- (3) 無線局の申請及び届けに係る一切の書類
- (4) 時計
- (5) 無線業務日誌 使用の終わった後2年間保存する。
- (6) 無線検査簿

免許の有効期間中

- (7) 無線従事者選(解)任届けの写し
- (8) 無線局管理運用規定

(無線従事者の異動報告)

第31条 無線管理者は、無線従事者の異動があったときは、法第51条による選(解)任届を東海総合通信局長に提出しなければならない。

(東海総合通信局の行う検査等に対する措置)

- 第32条 無線管理者は、東海総合通信局の行う検査が実施される場合は、無線機メーカーに命じて事前データを作成させ東海総合通信局に提出するとともに検査に立会わせるものとする。
- 2 諸検査の結果について指示を受けたときは、無線機メーカーに命じて速やかに適切な処置をとらなければならない。

(無線設備の保全)

- 第33条 無線管理者は、無線機器保全のためメーカーと保守契約を結び年1回以上定期点検を行い機器の保全につとめなければならない。
- 2 点検の方法及び項目については、契約書に定める。

(委任)

第34条 この規程に定めるもののほか、無線局管理に必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

御前崎市同報無線一覧表

[別紙参照]

御前崎市地域防災無線番号一覧表

[別紙参照]

防災行政無線(消防設備)配備一覧

「別紙参照]

別図(第14条関係)

防災行政無線(同報系)

[別紙参照]

別図(第15条関係)

防災行政無線(移動系)

[別紙参照]